

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 社会福祉法施行令（昭和三十二年政令第百八十五号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	6
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	17
○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第二百七十二号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	19

改 正 案	現 行
<p>第十三条 （略）</p>	<p>（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）</p> <p>第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法第二条第四項第四号に掲げる事業 二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十六項に規定する介護予防支援事業 三 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を経営する事業 四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業 五 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第二号又は第三号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業 六 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を経

(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)

第十三条の二 法第二十六条の二の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
- 五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

第十四条 (略)

営する事業

七 前各号に掲げる事業に準ずる事業であつて厚生労働大臣が定めるものの

(新設)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十四条 社会福祉事業の経営者は、法第七十七条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第十五条 (略)

2 前項の規定による承諾を得た社会福祉事業の経営者は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、法第七十七条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(運営適正化委員会の委員の定数及び選任)

第十五条 法第八十三条に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）の委員（第四項及び第五項並びに第二十四条を除き、以下単に「委員」という。）の定数は、福祉サービス利用援助事業に関する助言又は勧告及び福祉サービスの利用に関する苦情の相談、助言、調査又はあつせんの事務を第二十条第一項に規定する合議体が適切に行うために必要かつ十分なものとして、都道府県社会福祉協議会が定める数とする。

2 都道府県社会福祉協議会は、前項に規定する定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

3 委員は、都道府県社会福祉協議会に置かれる選考委員会の同意を得て、都道府県社会福祉協議会の代表者が選任する。

4 前項の選考委員会は、福祉サービスの利用者を代表する委員、社会福祉事業を経営する者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5 第三項の選考委員会の委員は、都道府県社会福祉協議会の代表者が選任する。この場合においては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところ

第十六条～第二十三条 (略)

(社会福祉を目的とする事業)

第二十三条の二 法第八十九条第一項の政令で定める社会福祉を目的とする事業は、社会福祉事業及び次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

- 一 介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同法の規定による特例居宅介護サービス費の支給に係る同項に規定する居宅サービスに相当するサービスを行う事業を含む。）、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同法の規定による特例地域密着型介護サービス費の支給に係る同項に規定する地域密着型サービスに相当するサービスを行う事業を含む。）、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同法の規定による特例介護予防サービス費の支給に係る同項に規定する介護予防サービスに相当するサービスを行う事業を含む。）又は同条第十六項に規定する介護予防支援事業

- 二 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を經營する事業

るにより、住民、福祉サービスの利用者、社会福祉事業を經營する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

- 6 前三項に規定するもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十六条～第二十三条 (略)

(新設)

三 介護保険法第百十五條の四十五の三第一項に規定する第一号事業支給費の支給に係る同法第百十五條の四十五第一項第一号に規定する第一号事業

四 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設を經營する事業

第二十四條（略）

（配分委員会の委員の任期等）

- 第二十四條 法第百十五條第一項に規定する配分委員会の委員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員を生じたときは、遅滞なく、補欠の委員を選任しなければならない。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

改正案	現行
<p>（社会福祉施設）</p> <p>第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）<u>第二</u>条第一項第五号に規定する施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する軽費老人ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（<u>第二</u>条の二第一号に掲げるものを除く。）</p> <p>三（五）（略）</p>	<p>（社会福祉施設）</p> <p>第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）<u>第二</u>条第一項第六号に規定する施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）に規定する婦人保護施設であつて、当該施設における要保護女子の收容保護及びこれに伴い必要な事務に要する費用について、同法第三十八条第一項第四号の規定による都道府県の支弁が行われているもの</p> <p>二 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する軽費老人ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（<u>次</u>条第一号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する視聴覚障害者情報提供施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>四 授産施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（同</p>

(削る)

号の事業に相当する事業を行う部分に限る。)

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

(削る)

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

(特別養護老人ホーム等に準ずる施設又は事業)

(削る)

第一条の二 法第二条第三項第三号の政令で定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

一 老人福祉法に規定する軽費老人ホームであつて、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定に係るもの

二 老人福祉法に規定する老人福祉センターのうち、同法に規定する老人デイサービス事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの(老人デイサービス事業を行う部分に限る。)

三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

四 老人福祉法に規定する老人短期入所施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

五 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた複合型サービス福祉事業であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

(特定社会福祉事業)

第二条 法第二条第二項第三号の政令で定める社会福祉事業は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十五第二項の規定による認可を受けた小規模保育事業とする。

(削る)

(削る)

(特定介護保険施設等)

第二条の二 法第二条第三項第七号の政令で定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

一 老人福祉法に規定する軽費老人ホームであつて、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定に係るもの

二 老人福祉法に規定する老人福祉センターのうち、同法に規定する老人デイサービス事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの(老人デイサービス事業を行う部分に限る。)

三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

四 老人福祉法に規定する老人短期入所施設であつて、厚生労働大臣が

(特定社会福祉事業)

第二条 法第二条第二項第三号の政令で定める社会福祉事業は、次に掲げる事業とする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十五第二項の規定による認可を受けた小規模保育事業

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業

(新設)

定める基準に適合するもの

五 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた複合型サービス福祉事業であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業

第三条 (略)

(退職手当金の額の計算の基礎となる額)

第三条 法第八条第一項に規定する政令で定める額は、退職(法第七条に規定する退職をいう。以下同じ。)した者の退職の日の属する月前(退職の日が月の末日である場合は、その月以前)における被共済職員期間の計算の基礎となつた最後の六月の本俸の総額を六で除して得た額についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

七四、〇〇〇円未満	六二、〇〇〇円
七四、〇〇〇円以上八六、〇〇〇円未満	七四、〇〇〇円
八六、〇〇〇円以上一〇〇、〇〇〇円未満	八六、〇〇〇円

(障害の程度)

第四条 法第九条に規定する政令で定める程度の障害の状態は、厚生年金
保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障
害等級に該当する程度の障害の状態とする。

一〇〇、〇〇〇円以上一一五、〇〇〇円未満	一〇〇、〇〇〇円
一一五、〇〇〇円以上一三〇、〇〇〇円未満	一一五、〇〇〇円
一三〇、〇〇〇円以上一四五、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円
一四五、〇〇〇円以上一六〇、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円
一六〇、〇〇〇円以上一七五、〇〇〇円未満	一六〇、〇〇〇円
一七五、〇〇〇円以上一九〇、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円
一九〇、〇〇〇円以上二〇五、〇〇〇円未満	一九〇、〇〇〇円
二〇五、〇〇〇円以上二二〇、〇〇〇円未満	二〇五、〇〇〇円
二二〇、〇〇〇円以上二三五、〇〇〇円未満	二二〇、〇〇〇円
二三五、〇〇〇円以上二五〇、〇〇〇円未満	二三五、〇〇〇円
二五〇、〇〇〇円以上二六五、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円
二六五、〇〇〇円以上二八〇、〇〇〇円未満	二六五、〇〇〇円
二八〇、〇〇〇円以上三〇〇、〇〇〇円未満	二八〇、〇〇〇円
三〇〇、〇〇〇円以上三二〇、〇〇〇円未満	三〇〇、〇〇〇円
三二〇、〇〇〇円以上三四〇、〇〇〇円未満	三二〇、〇〇〇円
三四〇、〇〇〇円以上三六〇、〇〇〇円未満	三四〇、〇〇〇円
三六〇、〇〇〇円以上三六〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円

(障害の程度)

第四条 法第九条第二項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、厚
生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定
する障害等級に該当する程度の障害の状態とする。

(掛金の額)

第六条 (略)

2 法第十五条第二項第二号に規定する特定介護保険施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数を乗じて得た額とする。ただし、当該特定介護保険施設等職員が使用される施設又は事業所が次の各号に掲げるものである場合にあつては、当該特定介護保険施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に当該各号に定める数を乗じて得た額とし、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該施設又は事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数から当該各号に定める数を控除して得た数を乗じて得た額との合計額とする。

一 法第二条第三項第二号に掲げる施設であつて、かつ、児童福祉法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられた児童に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したものの(以下この条において「措置入所障害児関係業務割合」という。)が零を上回るもの 当該事業年度の初日において当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「措置入所障害児関係業務従事職員数

(掛金の額)

第六条 法第十五条第二項第一号に規定する社会福祉施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額(次条の規定により厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。)に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数を乗じて得た額とする。

2 法第十五条第二項第二号に規定する特定介護保険施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数を乗じて得た額とする。ただし、当該特定介護保険施設等職員が使用される事業所が、法第二条第三項第一号に掲げる事業を行い、かつ、特定社会福祉事業に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したものの(以下この条において「特定社会福祉事業割合」という。)が三分の一以上である場合にあつては、当該特定介護保険施設等職員に係る掛金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 単位掛金額に、当該事業年度の初日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定職員数」という。)を乗じて得た額

「という。」

二 法第二条第三項第一号、第三号若しくは第六号又は第二条の二第八号に掲げる事業を行う事業所であつて、かつ、特定社会福祉事業に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したものの（以下この条において「特定社会福祉事業割合」という。）が三分の一以上であるもの 当該事業年度の初日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定職員数」という。）

3 (略)

4 新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前三項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日における第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数を乗じて得た額を十二で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数。ただし、次のイに掲げる場合にあつては当該社会福祉施設等職員の数とイに定める数とを合計した数とし、次のロに掲げる場合にあつては当該社会福祉施設等職員の数とロに定める数とを合計した数とする。

イ 当該特定介護保険施設等職員を使用する施設が第二項第一号に掲

二 単位掛金額に三を乗じて得た額に、当該事業年度の初日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数から特定職員数を控除して得た数を乗じて得た額

3 法第十五条第二項第三号に規定する申出施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する申出施設等職員の数を乗じて得た額とする。

4 新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前三項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日における第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数を乗じて得た額を十二で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数。ただし、第二項ただし書に規定する場合にあつては、当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。次号において「新規特定職員数」という。）を加えた

ける施設に該当する場合 当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規措置入所障害児関係業務従事職員数」という。）

ロ 当該特定介護保険施設等職員を使用する事業所が第二項第二号に掲げる事業所に該当する場合 当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規特定職員数」という。）

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数に三を乗じて得た数。ただし、前号イに掲げる場合にあつては当該合計した数から新規措置入所障害児関係業務従事職員数を、同号ロに掲げる場合にあつては当該合計した数から新規特定職員数を、それぞれ控除して得た数に三を乗じて得た数とする。

5 | 新たに退職手当共済契約が締結された場合であつて、かつ、当該契約の申込みの日において当該共済契約者が第二項第一号に掲げる施設と同項第二号に掲げる事業所のいずれも経営する場合におけるその申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前各項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日における第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数を乗じて得た額を十二で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗

数とする。

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数に三を乗じて得た数。ただし、第二項ただし書に規定する場合にあつては、当該合計した数から新規特定職員数を控除して得た数に三を乗じて得た数とする。

（新設）

じて得た額とする。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数、新規措置入所障害児関係業務従事職員数及び新規特定職員数を合計した数

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数から新規措置入所障害児関係業務従事職員数と新規特定職員数とを合計した数を控除して得た数に三を乗じて得た数

(単位掛金額)

第七条 単位掛金額は、毎事業年度、当該事業年度において支給される退職手当金の見込額から第一号に掲げる額を控除して得た額を第二号に掲げる数で除して得た額を基準として厚生労働大臣が定める。

一 次に掲げる額の合計額

イ 国が当該事業年度において独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に対し交付する法第十八条に規定する費用に係る補助金の見込額

ロ 各都道府県が当該事業年度において機構に対し交付する法第十九条に規定する補助金の見込額の合計額

二 次に掲げる数の合計数

イ 当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）の見込数、措置入所障害児関係業務従事職員数の見込数及び特定職員数の見込数を合計した数

ロ 当該事業年度の初日における特定介護保険施設等職員の見込数と

(単位掛金額)

第七条 単位掛金額は、毎事業年度、当該事業年度において支給される退職手当金の見込額から第一号に掲げる額を控除して得た額を第二号に掲げる数で除して得た額を基準として厚生労働大臣が定める。

一 次に掲げる額の合計額

イ 国が当該事業年度において独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に対し交付する法第十八条に規定する費用に係る補助金の見込額

ロ 各都道府県が当該事業年度において機構に対し交付する法第十九条に規定する補助金の見込額の合計額

二 次に掲げる数の合計数

イ 当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）の見込数と特定職員数の見込数とを合計した数

ロ 当該事業年度の初日における特定介護保険施設等職員の見込数と

申出施設等職員の見込数とを合計した数から措置入所障害児関係業務従事職員数の見込数と特定職員数の見込数とを合計した数を控除して得た数に三を乗じて得た数

(国の補助の対象となる特定介護保険施設等職員)

第八条 法第十八条第一号の政令で定める者は、第六条第二項第二号に掲げる事業所において使用する特定介護保険施設等職員とする。

2 法第十八条第二号の政令で定める者は、第六条第二項第一号に掲げる施設において使用する特定介護保険施設等職員とする。

(補助金算定対象額)

第九条 法第十八条に規定する補助金算定対象額は、当該事業年度における退職手当金の支給に要する費用の額に当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る。)の数、措置入所障害児関係業務従事職員数及び特定職員数を合計した数を同日における被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額とする。

附則

(施設又は事業の転換を行う場合の特例)

2 法附則第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二条第一項第四号に掲げる施設を第二条の二第一号に掲げる施設へ転換する場合

申出施設等職員の見込数とを合計した数から特定職員数の見込数を控除して得た数に三を乗じて得た数

(国の補助の対象となる特定介護保険施設等職員)

第八条 法第十八条の政令で定める者は、第六条第二項ただし書に規定する場合に該当する事業所において使用する特定介護保険施設等職員とする。

(新設)

(補助金算定対象額)

第九条 法第十八条に規定する補助金算定対象額は、当該事業年度における退職手当金の支給に要する費用の額に当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る。)の数と特定職員数とを合計した数を当該事業年度の初日における被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額とする。

附則

(施設又は事業の転換を行う場合の特例)

2 法附則第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二条第一項第三号に掲げる施設を第一条の二第一号に掲げる施設へ転換する場合

二 第一条第二号に掲げる施設を第二条の二第一号に掲げる施設へ転換する場合

三 (略)

3
7

(略)

二 第一条第二号に掲げる施設を第一条の二第一号に掲げる施設へ転換する場合

三 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令第三百二十号)第二十条の規定による改正前の第一条第六号に掲げる施設のうち障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)に規定する精神障害者地域生活支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものを障害者自立支援法に規定する相談支援事業を行う施設へ転換する場合

3
7

(略)

改正案	現行
<p>（主務大臣等） 第十一条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 この政令における主務省令は、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号の規定による学校の指定又は同項第一号若しくは附則第二条第一項各号の規</p>	<p>（主務大臣等） 第十一条 この政令における主務大臣は、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。</p> <p>2 第六条（附則第二条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、文部科学大臣又は厚生労働大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。</p> <p>3 前項の規定によりその権限を単独に行使した主務大臣は、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、養成施設の指定をしたとき、第四条第一項の規定により変更の承認をしたとき、同条第二項の規定により変更の届出を受理したとき、第五条の規定により報告を受理したとき、又は第七条の規定により養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>5 この政令における主務省令は、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号の規定による学校の指定又は同項第一号若しくは附則第二条第一項の規定に</p>

定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣の発する命令とし、養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣の発する命令とする。

附則

(介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定)

第二条 第二条から第十条までの規定は、法附則第二条第一項各号の規定による高等学校又は中等教育学校の指定について準用する。この場合において、第二条中「第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第一号」とあるのは「附則第二条第一項各号」と、「若しくは中等教育学校」とあるのは「又は中等教育学校」と、第四条第一項及び第九条中「学校又は養成施設」とあるのは「高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣の発する命令とし、養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣の発する命令とする。

附則

(介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定)

第二条 第二条から第十条までの規定は、法附則第二条第一項の規定による高等学校又は中等教育学校の指定について準用する。この場合において、第二条中「第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第一号」とあるのは「附則第二条第一項」と、「若しくは中等教育学校」とあるのは「又は中等教育学校」と、第四条第一項及び第九条中「学校又は養成施設」とあるのは「高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第五条 当分の間、社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第六條第二項第二号に掲げる事業所（法第二條第三項第三号に掲げる事業を行う事業所に限る。次項において同じ。）に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十六條の規定を適用しないものとして同令第六條第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、施行日の前日に旧法第二條第九項に規定する被共済職員であった者のうち、施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用され、かつ、当該事業所の業務に常時従事することを要する者に限る。以下この条において「既加入職員」という。）の数より多いときは、当該既加入職員については、改正法附則第二十六條の規定は適用しない。</p> <p>2 当分の間、<u>社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第六條第二項第二号に掲げる事業所に使用される特定介護保険施設等職員について</u>、改正法附則第二十六條の規定を適用しないものとして同号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入職員の数より少ないとき、又は既加入職員の数と同じであるときは、当該事業所に使用される特定</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第五条 当分の間、この政令による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（次項において「新令」という。）第六條第二項ただし書に規定する場合であつて、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十六條の規定を適用しないものとして同項第一号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、施行日の前日に旧法第二條第九項に規定する被共済職員であった者のうち、施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用され、かつ、当該事業所の業務に常時従事することを要する者に限る。以下この条において「既加入職員」という。）の数より多いときは、当該既加入職員については、改正法附則第二十六條の規定は適用しない。</p> <p>2 当分の間、<u>新令第六條第二項ただし書に規定する場合であつて</u>、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十六條の規定を適用しないものとして同項第一号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入職員の数より少ないとき、又は既加入職員の数と同じであるときは、当該事業所に使用される特定介護保</p>

介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は適用しない。

険施設等職員については、同項ただし書の規定は適用しない。